

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

No	資料名	頁	条	項	号	項目名	質問事項	回答	備考
1	事業契約書(案)	5	9	2		契約保証金	「…当該本件工事の工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上…」とありますが、本件工事については工事を実施する年度、実施しない年度があり、実施しない年度を含めて事業期間を通して契約保証金を求めることは民間事業者には過大な負担となり事業費増加の要因となります。 契約保証金の納付については、工事実施年度のみとし、保証金額又は保険金額についても当該年度に発生する工事目的物に係る施設整備費（ただし、割賦金利相当額を除く。）の10分の1以上としていただくことをご検討下さい。	整備協定を単位として契約保証金又は保険金額等を納付し、協定完了後に還付します。	6月20日公表
2	事業契約書(案)	5	9	2		契約保証金	契約保証金に対する履行保証保険については、建設企業をして被保険者を県又はSPCとする履行保証保険契約を締結することは可能という理解でよろしいでしょうか。なお、SPCを被保険者とする場合は、県に対し、その保険金支払請求権に違約金の支払債務を被担保債権とする質権を設定し、当該保険証券を県に提出することを前提とします。	原則はSPCが履行保証保険契約を締結することとなります。ただし、建設企業が構成企業である場合に限り、各整備協定ごとに、SPCが建設企業を代理人として履行保証保険契約に関する権限を委任する委任状を提出し、かつ委任状に該当する整備協定書に県を被保険者とする記載及びSPCが建設企業に履行保証保険契約に関する権限を委任することが記載される場合については可能です。	6月20日公表
3	事業契約書(案)	12	21	1		整備計画書	「事業者は、かかる実施計画に基づいて・・・整備協定書を県と締結する」とありますが、本事業の設計業務に含まれる「汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請協力」業務がある場合には、本業務についてのみの実施計画並びに整備協定書の締結がなされるという理解でよろしいでしょうか。	実施計画は1年に1回定めるもので、当該年度に行う全事業をとりまとめ、1つの実施計画を策定します。このため、特定の業務のみの実施計画策定は出来ません。整備協定書については、県とSPCの協議により締結するので、ご質問の業務のみで整備協定を締結することも可能です。	6月20日公表
4	事業契約書(案)	25	40			引渡し等	本事業においては、汚泥処理設備の更新及び長寿命化計画に基づく修繕が、事業期間を通して民間提案に基づき適宜発生することになります。 また、1事業年度内においても複数の工事が平行する場合も想定されますが、仮にA工事を上半期に実施し、B工事を下半期に実施する計画とした場合、  ①県とSPCの間で締結する整備協定書については1年に1度締結するものという理解でよろしいでしょうか。 ②サービス購入料については整備協定書に基づき完了した業務に対して支払われるという理解でよろしいでしょうか。	①について、整備協定書は、一定の委託単位、一定の工事単位で締結することも可能であるため、ある年度において複数の委託単位、工事単位に係る複数の整備協定書を、県と事業者で協議の上、締結することもあり得ます。なお、時期についても上半期、下半期で別々の協定書を締結することも可能です。 ②について、整備協定書に基づき完了した業務について当該整備協定書に係るサービス購入料全額が支払われます。また、部分払い、前払いの規定に基づきサービス購入料の一部が、事前に事業者の請求により支払われます。	6月20日公表
5	事業契約書(案)	30	45	2	6	バイオガス利活用事業及び提案付帯事業	事業者への資金貸付にあたって、融資金融機関では、事業契約に基づき事業者が県に対して有する債権や契約上の地位について、地位譲渡予約契約や債権譲渡担保設定契約により事業者の債務履行を担保しています。「バイオガス利活用施設専用使用権」についても、貴県の事前承諾を前提として、事業者は融資金融機関へ地位譲渡等が行えるとの理解でよろしいでしょうか。	地位譲渡予約契約時や債権譲渡担保設定契約時及びそれらの実行時において、県による事前承諾を前提として融資金融機関への地位譲渡等を行えるものとし、県はかかる承諾を不合理に留保、遅延又は拒絶しません。	6月20日公表
6	事業契約書(案)	31	45	2	5	分配義務	事業契約書(案)に関する質問・回答No.14にて提案付帯事業に係る分配金の扱いについて回答を頂いていますが、第45条第2項第5号で定めるバイオガス利活用事業に係る分配金については、県への対価性がない(同項第1号に基づき、バイオガス利活用施設の引き渡しの対価として、SPCは既にバイオガス利活用施設専用使用権を受受している)ことから『寄付』扱いとなるという理解でよろしいでしょうか。 長期収支計画表作成のため、ご教授願います。	事業契約書(案)の本条本項本号において、県への利益分配規定が明記されているため、「費用」扱いとなることを想定しています。ただし、税務上の取扱いについては、事業者の責任のもと、適切に処理してください。	6月27日公表
7	事業契約書(案)	36	55	2	1	前払金の請求	事業契約書(案)に関する質問・回答No.19について、一般管理費が前払い金の対象外とありますが、ここでいう一般管理費(様式集(様式Ⅱ-2-3(別添))に記載の一般管理費を含む)とは、SPC及び建設事企業にかかる一般管理費の合計値という理解でよろしいでしょうか。	一般管理費とは、SPCにかかる分と建設企業に支払う分を併せた額です。	6月20日公表